

# 令和5年度税制改正提言事項 (税制改正に関する検討テーマ)



一般社団法人 山口県法人会連合会

会 長 古 田 賢 造

税制委員長 櫻 井 正 明

## 税制委員会構成委員

役 職	氏 名	所属法人会
担当副会長	黒 瀬 正	長門法人会
委 員 長	櫻 井 正 明	宇部法人会
副委員長	西 村 公 作	柳井法人会
委 員	高 橋 克 行	山口法人会
委 員	安 本 賢	岩国法人会
委 員	岡 寺 信 政	徳山周南法人会
委 員	松 本 利 幸	光・熊毛郡法人会
委 員	尾 崎 陽 一	防府法人会
委 員	島 津 博 行	厚狭法人会
委 員	弘 永 裕 紀	下関法人会
委 員	大 工 幸 宏	長門法人会
委 員	田 中 義 一	萩 法人会

### 1. 税制提言の基本方針

本税制改正要望は、中小企業の活性化と活力ある持続可能な社会の構築に寄与するため、実現可能な望ましい税制のあり方について提言することを目的とする。

### 2. 実現可能な税制提言

提言した税制改正事項は、提言活動での要望に止めず、早期の実現に向け継続的に情報発信を行い、経済団体として地位の確保に努める。

○令和5年度税制改正に関する検討テーマ

		課題	
基本的な課題	税・財政改革	財政健全化に向けて	<p>① 財政健全化は、市場からの信認や国際的評価を維持する前提であり、また将来の世代に対する負担の先送りを食い止めるためにも避けては通れない。社会保障制度の見直しや行政の効率化等、徹底した改革を実行していく必要があるが、その負担を単に納税者に押し付けることの無いようお願いしたい。新型コロナ感染拡大の影響で、健全化へ向けた動きにはさらにブレーキがかかることになった。プライマリーバランスの黒字化は更に先送りされる懸念がある。5年後・10年後、20年後のビジョンを確立し腰を据えた財政改革の議論が求められる。</p> <p>② 人口減少と高齢化の進行、財政悪化の進展、技術革新による経済環境の高度化・複雑化、貧富の格差拡大、地域経済の疲弊化、環境問題の深刻化、ライフスタイル、価値観の変化等の影響を受け、公平な税負担の原則を維持することは困難な時代となっている。新型コロナの感染拡大の影響は依然と継続していることから過去に例がない規模で財政支援を国・地方団体は実施しており公的債務も大幅に増加しているのが現状である。コロナ収束後、財政再建に向けた対応の一つとして増税という事が一番に考えられるが、単に予算における数字合わせとなるようなものではなく、課税の公平性に配慮した税制を立案すべきである。</p> <p>③ 税制はあくまでも納税者の視点に立って、国民の理解と納得のいくものでなければならない。税制の基本は『公平・中立・簡素』であるが、近年の税制改正ではこの原則を逸脱あるいは逆行する改正も見られる。税制の基本的な理念・原則に前提とした税制改革に取り組んでいただきたい。</p>

	<p>社会保障制度に対する基本的考え方</p>	<p>① 人口減少と超高齢化の加速というわが国の構造的課題に直面し、現状の枠組みでは社会保障給付の増加は、避けられない。社会保障制度の持続可能性を保つには、給付と負担の両面からの改革が求められる。</p> <p>② これからの社会保障のあり方については、「自助」「公助」だけでなく、社会全体で支えあう「共助」の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直す必要がある。</p>
	<p>行政改革の徹底</p>	<p>① わが国の行政機関は、縦割り行政に加え国と地方の二重構造で肥大化しており、各行政機関は各々単独で独自のシステムを構築し、必要な情報も限られた範囲内でのみ共有管理されているのが現状である。国と地方を通じて行政機関の組織や機能の一元化を図り、二重行政を解消し、各省庁及び地方自治体間で情報を共有することで行政の効率化を図り、併せてデジタル化・DXを加速させ、行政コストの削減に取り組むことにより、よりシンプルな税制の実現が可能となる。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染拡大に伴い多くの補助金が財政の緊急出動により交付されたが、不正受給の問題や支給に係る膨大な事務コストなど様々な課題が見えてきた。行政の組織・機能の一元化とデジタル化・DXの進展が課題解決の糸口となる。</p> <p>③ 納税監視の観点から公会計について複式簿記に徹すべきである。併せて、特別会計の情報開示等、徹底した情報開示を求める。</p>
	<p>マイナンバー制度等</p>	<p>① マイナンバーカードと健康保険証を一緒にすることによって、医療費の負担額が増加するとの新聞報道があったが、これはマイナンバーカードの普及に大変な阻害となるものであり、断固反対する。</p> <p>② マイナポータルは2017年より政府が運営しているオンラインサービスであるが、行政機関に問い合わせをしても的確な回答が得られないケースが非常</p>

		<p>に多い。さらに、ふるさと納税に関してマイナポータルに対応している自治体が限定的（山口県では下松市・山陽小野田市・周南市・周防大島町・長門市・平生町・防府市のみ）であり、なぜ取組状況に温度差があるのか大いに疑問である。また、医療費控除の確定申告の際に、1年間の医療費としてかかった明細が出るとなっているが実際には一部しか出ないなど、取組が中途半端である。国としてきちんと指導して欲しい</p> <p>② マイナンバー制度の普及率は未だ低い状況にある。現行のマイナンバーカードは個人番号と電子証明書が1枚のカードで兼用されているが、各々の有効期限が異なっているため、使い勝手が悪いことに難点がある。利用者の観点からカードの利便性を高め、運転免許証や健康保険証のように日常生活になくなくてはならないものにする必要がある。</p> <p>③ マイナンバーに関しては、銀行口座との紐づけによる迅速な支払いが可能になる等のメリットを前面に押し出して促進する工夫が必要である。マイナンバー制度への理解を深め、各種イベントを通じてより深い知識の普及に努めるとともに、用途について様々な面より増やし充実した使い勝手の良いものへ、機能をさらに高める必要がある。</p>
経済活性化と 中小企業対策	新型コロナウイルスへの対応	<p>① 新型コロナウイルス感染症については、その影響の度合いが業種により大きく異なっており、きめの細かい現状分析でその影響を測定し、特に中小企業についてメリハリのついた政策をとってもらいたい。</p> <p>② アフターコロナにおいては、所得拡大税制・設備投資促進税制の拡充の一方で復興特別所得税の税率引き上げなどが考えられるが、長期的には消費税の税率引き上げによる直間比率の適正化は避けて通れないと思う。公平・中立・簡素の原則に則り、バランスの取れた税体系の確立を望む。</p>
	中小企業の活性化に資する税制措置	<p>① 新型コロナが日本経済に与えた影響は計り知れないものがあり、国と地方の行った緊急対策もそれなりの効果があったことは認められるが、一方で不公</p>

平感の疑念も残っている。特に中小企業の受けた経済的ダメージは大きく、財政力の脆弱な中小企業に対しては事業の持続性と雇用の安定化に即した施策を最優先で行うべきである。

② 中小企業に対する法人税の軽減税率の本則化とともに所得拡大促進税制や投資促進税制等の継続適用により、積極的に事業を展開しようとする事業者のモチベーションが維持向上できる税制を要望する。また中小法人の年 800 万円までの軽減税率は租税特別措置により 2 年ごとの改正により 15%の据置きとなっているが、法人税法により恒久化されることを望む。

③ 少額減価償却資産の見直し

中小企業者等が、取得価額が 30 万円未満である減価償却資産を H18. 4. 1 から R6. 3. 31 までに取得などした場合には、その取得価格に相当する金額を損金の額に算入することができる。対象法人は、青色申告法人である中小事業者等で、常時使用する従業員数が 1,000 人以下（令和 2 年 4 月 1 日以降に取得する場合は 500 人以下）の法人に限られる。

なお、適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が 300 万円限度。

**【見直し案】**

法人会としては、これまで損金算入額の上限の撤廃を訴えてきたが、なかなか実現しないことから、歩み寄って上限額を 1,000 万円以下に見直すとともに、常時使用する従業員の制限を撤廃する見直しが必要。

**【改正による効果】**

岸田内閣が掲げる成長と分配の好循環を目指すためには、大手企業は言うまでもなく、中小企業も雇用が重要なことはいまでもない。人・物・金の流れにおける人の制限を行うと、少額資産の購入の減少、ひいては設備投資の減少となり減税効果が薄れる。また、昨今の M&A や組織再編などを踏まえると、雇用者数の増加は自然な成り行きであり、人数制限を設ける減税法案は中小企業にはなじまない。

		<p>更に、上限金額を1,000万円に見直すことにより、需要の拡大が見込まれる。少額減価償却資産に該当する器具・備品等の製造業者は、中小企業も多数あり、恩恵を受ける分野であり、人数制限の撤廃、上限金額の上乗せが購入企業の増加へと繋がり、経済への波及効果が大いに期待される。</p>
	事業承継税制の拡充	<p>① 事業承継は、事業用資産と個人資産を区別し、事業用資産は基本的に納税猶予対象として円滑な承継を可能にすることで企業が存続できるようにして欲しい。また、事業用資産への課税を軽減あるいは免除するなどの対応を要望して欲しい。このままの制度を維持すると事業は存続(事業承継)できない。</p> <p>② 自社株の評価については、経営努力で企業を成長させるほど評価額が上昇するという矛盾をなくしていくような評価制度の導入を望む。経営努力で企業を成長させるほど承継が困難になることは大きな問題である。全法連には法人会としてどのような見直しを要望するのか具体的な数値等を示して要望をして欲しい。</p> <p>③ 円滑な事業承継が進まず、廃業に追い込まれる企業も少なくない。地方創生を推進する上では、地方における雇用の場の確保が必要不可欠である。廃業数が開業数を上回り、事業所数が年々減少している現況において、円滑な事業承継は喫緊の課題であることから、事業承継税制のさらなる拡充と「特例措置」の恒久化を望む。</p> <p>④ 事業承継税制については、事業承継が承継者、被承継者のインセンティブとなるような有利な税制になるように改正を望む。また、事業承継が、産業構造の固定化に結びつくのではなく、被承継者が事業構造の変革を促すようなビジョンを絡めた事業承継税制を要望する。</p>
	消費税への対応等	<p>① 令和元年10月に導入された消費税の複数税率の導入や令和5年10月に導入が予定されているインボ</p>

			<p>イス方式の導入は、事業者の事務負担を増大させるばかりでなく、これらの税制を現実に取り扱う現場においても大きな混乱を招く結果となっており、税制の基本原則である簡素な税制に逆行するものである。複数税率については可及的速やかに単一税率に戻すべきであり、インボイスの導入については中小企業者の目線で制度が運用される実態と制度の趣旨を改めて検証し、少なくともコロナが収束し日本経済復興の目途が立つまで導入を延期すべきである。</p> <p>② インボイス制度の必要性は理解できるが、現場での影響は大である。特に免税業者が多数を占める農業所得者においては委託販売が主の者が多く、課税事業者を選択しなければならない状況に追い込まれている。小規模経営のため、課税事業者を選択すると事務負担だけが増大し赤字が拡大し、事業継続が困難な状況に陥る恐れがある。地域の担い手である農事組合法人においても、従事分量配当を受け取る者か税事業者を選択しなければ存続できなくなる恐れが発生する。その他の免税業者に於いても、消費税分の値引き問題など広く問題が発生することが懸念される。小規模事業者に対する特例や軽減措置など、制度導入にあたり検討すべきことが多く残っており、導入は延期すべきである。</p> <p>③ 財源確保のためには、消費税の引き上げは必要だが、その状況に応じた景気対策は非常に重要であり、特に都市圏だけではなく、地方の活性化には注力して欲しい。</p>
	地方のあり方	地方創生	<p>① 地方創生の中核を担うのは、地域で雇用を生み出している中小企業であり、地方創生について、その地域の仕事はその地域の業者に依頼すべきである。納入についても同様、その地域の業者で調達すべきである。まず地元を豊かに地域の活性化を図る必要がある。また、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、東京圏への過度な人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保する</p>



			<p>ことが大前提である。地方創生を推進し、企業から地方公共団体への寄附を安定的かつ継続的に確保するため、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充と延長を望む。</p> <p>② 地方における人口減少と少子高齢化現象は加速度的に進んでおり、地方都市における商店街の空洞化にも目に余るものがある。特に地方においては、人口減少に加え事業者の後継者不足は深刻な問題であり、持続可能な社会を構築する上では、人口減少と共生する施策を講ずることが急務である。Uターン/Iターンに対する税優遇の推進により、定着人口の増加を図るなどの施策を打ち出し、早急に人口減少に歯止めをかけるべきである。また都市部と地方の個人所得の格差が広がっている。格差是正に対する具体的根提言をしていく必要がある。</p> <p>③ アフターコロナではこれまでと違った働き方としてのテレワークの拡大や都会での失業者の増加、或いは5Gを利用した生活全般にわたる利便性の向上などが考えられるが、これらへの対策(Wi-Fi環境の整備や5Gを利用した交通インフラの整備、子育て世代への優遇措置やUターン希望者への働きかけ等)を講じることで地方を活性化する必要がある。</p> <p>④ 「ふるさと納税」はその本来の主旨からはかけ離れており、返礼品目的のネットショッピングのような状態に見える。しかしながら、見方を変えれば、ふるさと納税により資金の循環を活発化される効果があるとするならば、もっと拡充するということも考え方もできる。ふるさと納税のあり方について考え直す時期に来ているのではないか。</p>
	<p>財政・行政の効率化等</p>	<p>① 「地方にできることは地方が担う」という理念の下、国と地方の役割分担の明確化と地方への権限委譲、行政の効率化、財政の健全化を進め、地域の強みを活かした独自の政策が実践できるよう、国から地方へ財源・権限・人員を移譲する必要がある。ま</p>	

			<p>た、地方財政の健全化とともに無駄な公共工事の廃止、地方議会のスリム化（地方議員の大幅な削減）と行政のスリム化（地方公務員給与の適正化、地方のデジタル化・DX等）を図る必要があるとともに国の機関（省庁）、教育機関、研究機関等の地方移転を促し大企業の本社移転等の促進を図る必要がある。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">税 目 別</p>	<p>法人税関係</p>	<p>役員給与の損金算入の拡充等</p>	<p>① 現行の法人税法では役員給与について、恣意性と利益調整排除の観点から原則として期中の変更を認めていないが、景気変動等に対する対応力の乏しい中小企業者にとっては、予測困難な事態に対して即効性のある対応策は役員給与の減額を検討するのが常道である。こうした中小企業の特性を考慮し、役員給与の減額については減額前の役員給与についてもその全額の損金算入を認めるべきである。</p> <p>② 少額な減価償却資産については、その取得価格により3区分により損金算入方法が規定されているが、簡素な税制を実現する観点から、取得金額が30万円未満の減価償却資産については、全額損金算入を認めるべきである。</p> <p>③ 法人税等の申告・納税期限について、会社法との整合性の観点も考慮し、事業年度終了後、3か月以内に改めることを要望する。</p> <p>④ 現行、青色申告法人の欠損金の繰越期間は10年とされているが、業績低迷の長期化、また諸外国では無期限の国もあり、少なくともアメリカ並みに20年とすることを要望する。またコロナ禍における期間中の欠損金の繰戻し還付の請求の対象を、直前事業年度だけでなく前5年間とすることを要望する。</p> <p>⑤ 法人税における役員報酬の規定について、本来役員報酬は職務執行の対価であり、原則として損金算入が認められるべきものであるが、現在の税法は、一定の枠内に収まるものだけを損金として認める規定となっており、非常にいびつな制度となっていると</p>

		考える。経済環境の変化に対応した、時代にあった柔軟な制度にするべきである。
個人所得税	所得税のあり方	<p>① 16歳未満の年少扶養親族については、児童手当が支給されていることから所得税法上の扶養控除が認められていないが、児童手当は子育て支援の一環として支給されるものであり、扶養控除の対象外とすることは法の趣旨に反するものである。年少扶養親族についても扶養控除を認めるべきである。</p> <p>② 所得税のあり方や各種控除等の見直しを検討する必要がある。配偶者控除等、給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除の一体的な見直しを行い、整理・簡素化することを求める。</p> <p>③ 所得税の申告期限については、コロナ禍で、1か月延長された経緯もあるが、消費税等の申告期限と合わせる意味でも、3月末まで延長すべきと考える。期間の延長は、働き方改革の動向とも整合するものである。</p> <p>④ (医療費控除制度の廃止)急速な高齢化社会の到来で医療費の抑制が喫緊の課題となっている中で、医療費控除制度の存在が医療費の支払いを助長する心理的逆効果をもたらしているとの意見や、非課税世帯等の低所得者には恩恵がなく、所得控除であるところから高額所得者に有利な制度となっている等の制度的な欠陥も指摘されている。また、減税効果の割に納税者及び課税庁双方の事務負担も大きく、税務行政の効率化を妨げている面も否定できない。この制度は、高額な医療費支払における担税力の減殺や弱者救済の観点から設けられた制度であるが、医療費負担の軽減は受診段階における高額療養費の拡充等の社会保障政策で別途対処すべきであり、医療費控除制度は廃止若しくは縮小の方向で検討すべきである。</p>
	各種控除制度の見直し 等	① 改正電子取引データ保存制度について、令和6年1月1日から強制適用になる。主たる取引では電子取

		<p>引がなく、消耗品等の少額物品のみを電子取引にて購入するなどの小規模事業者が多数存在することを考慮すれば、全事業者に一律にこの制度を適用するのではなく、一定金額以下の事業者は、適用除外とすることができないか、検討するべきである。</p> <p>② 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置を廃止することが必要。</p> <p>③ 社会保障制度／医療・介護 一定の所得がある高齢者に負担を求めるのは仕方がない。社会保障制度の全国民一制度への改革を求める。</p>
相続税・贈与税関係	相続税・贈与税	<p>① 資産の早期の世代間移転を促進するためにも相続税、贈与税について検討する必要あり。現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度の見直しを求める。</p> <p>② 相続財産のうち特定の居住用宅地については「小規模宅地等の課税価格の特例」があるが、居住の用に供されていた家屋については同じ居住用財産であってもこれらの適用はない。現行の特例は減額の上限を土地の面積で定めているため、地価の高い都会の方が減税効果が大きく、地域間格差を助長する結果となっている。また、近年ではマンション等に居住する者も多いが、マンションの場合は一般的に土地と建物が一体として取引されており、土地のみに特例を適用することは法の趣旨が生かされていないことになる。こうした観点から、一定の条件の下に居住用宅地と居住用家屋を合わせ、居住用家屋にも課税価格の特例を適用できるように改正すべきである。</p> <p>③ 個人資産の多くが高齢者に偏在している現状において、世代間の資産移転による経済の活性化を図るという社会的要請により、贈与税に教育資金や結婚子育て資金の贈与税の特例措置が設けられているが、これらの特例は贈与税の空洞化を招き、資産格差の固定化につながることから、適用期限の到来後</p>

		は廃止または縮小化すべきである。
地方税関係	固定資産税の抜本的見直し 等	<p>① 空き家の増加は、倒壊や放火、環境衛生や防犯上の問題を引き起こすだけでなく、土地の有効利用を阻害する事にもなり、空き家で利用価値のない家屋を解体した場合の相続税、固定資産税の軽減や再利用のため取得し、再生して居住用若しくは事業用に供した場合の固定資産税の軽減措置を創設し、空き家問題解消に努めるべきである。</p> <p>② 固定資産税の償却資産税の対象資産である少額減価償却資産（30万円未満分）は、会計処理上即時償却を適用されることが多く、簿外となるものであり、10万ないし20万未満の一括償却資産が課税対象外とされていることとの整合性から、課税対象外、または見直しをすべきである。</p> <p>③ 固定資産税は中小企業にとって痛税感が強い。特に事業用資産に係る償却資産税は一部形骸化しているし、正直者が割を食ったり、積極的に投資するものが損をすることにもつながるため撤廃を希望する。そもそも償却資産税の申告期限も1月末では日程的に厳しく、せめて2月末或いは所得税の確定申告期限まで延ばして欲しい。</p> <p>④ 居住用財産の課税価格について、居住用土地には特例があるものの家屋には適用がなく、一定の条件の下に課税価格の特例適用を認めるべきである。</p> <p>⑤ 固定資産税、都市計画税の評価方法並びに課税対象範囲の見直しが必要である。土地、建物に限定し、事業者が事業の用に供する固定資産で特に機械装置や器具備品など経営上必要不可欠なものには課税しないほしい。</p> <p>⑥ 固定資産税における家屋の評価は再建築価格方式により評価されているため、一般的な減価償却方式による簿価より高く評価されるケースが多く、資産的価値のない老朽化した廃居にまで固定資産税が課税されている。（必然的に相続税の課税対象にも</p>

		なる) また、建物の固定資産税評価額は相続税や贈与税を計算する際の評価額に連携しており、時価とかけ離れた評価額が他の税目にも影響を与えている。こうした現状を改善するため、取得価格に基づく計算方式の導入及び経年減点補正率の引き下げ等により、各税目を通した適正な時価となるよう評価方法を見直すべきである。
その他	震災復興等	① 所得税への自然災害対策税制の導入について 近年の自然災害の多発に鑑みれば、「災害損失」を通常の雑損控除とは切り離して繰越期間10年程度の「災害損失控除」を導入すべきと考える。
	租税教育 等	① 確定申告において、電子申告 (e - T a x) の利用件数が年々拡大、増加してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上を図るとともに、紙ベースでの申告を極力受け付けない様、徹底する必要がある。  ② 租税教育は国民の義務である納税への意識を高め、その役割を十分理解するためにも小中高大学生に至るまであらゆる学生世代において継続して実施すべき。  ③ 税金の2重課税の撤廃 (例) ガソリン税の2重課税。 ガソリン価格 1L が 160 円とした場合、 本体価格 88.85 円、 ガソリン税 53.8 円、 石油税等 2.8 円、 消費税 (2重課税) 14.55 円、 ( <u>(88.85+53.8+2.8)</u> ×10%) 下線部分2重課税 計 160 円